

2. 復興方針における森林・林業・木材産業の位置付け

東日本大震災による被害を受けて、政府や地方公共団体は、震災からの復興に向けた方針を策定した。復興方針の中では、森林・林業・木材産業に関連する取組も示された。

以下では、政府と地方公共団体の復興方針における森林・林業・木材産業の位置付けについて説明する。

(1) 政府の復興方針

政府は、平成23(2011)年4月に、「東日本大震災復興基本法」に基づき、有識者からなる「東日本大震災復興構想会議」(議長：五百旗頭真^{いおき へまこと} 防衛大学校長)を設置した。同会議では、震災からの復興に向けた指針を策定するための構想について議論を行い、同6月に、「復興への提言～悲惨のなかの希望～」を取りまとめ、内閣総理大臣に提出した。

同提言では、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方の重要性を指摘した。復興に当たっては、大自然災害を完全に封鎖できると考えるのではなく、たとえ被災したとしても、人命が失われないことを最重視し、経済的被害ができるだけ小さくなるような観点から災害に備えるべきである旨提言した^{*10}。

これを受けて、政府は、同7月に「東日本大震災

からの復興の基本方針」を策定した(同8月に改定)。同方針では、被災地域における社会経済の再生、生活の再建、活力ある日本の再生に向けて、国の総力を挙げて、復旧・復興に取り組むこととした。具体的には、復興期間を10年間、当初の5年間で「集中復興期間」として、「災害に強い地域づくり」、「地域における暮らしの再生」、「地域経済活動の再生」及び「大震災の教訓を踏まえた国づくり」に取り組むとともに、「原子力災害からの復興」に向けて、速やかな検討と迅速な対応を図ることとした。

森林・林業・木材産業については、林業・木材産業の地域の基幹産業としての再生、住宅や公共建築物への地域材利用の推進、木質バイオマスを中心とするエネルギー供給体制の構築等に取り組むこととした。

同方針における森林・林業・木材産業に関連する主な取組は、以下のとおりである。

(災害に強い地域づくり)

- ・「減災」の考え方にに基づき、沿岸部の復興に当たり防災林も活用する。
- ・土地利用の調整を迅速に行うため、「森林法」等に係る各種手続を一つの計画の下でワンストップで処理する特例措置を検討する。
- ・津波の危険性がない地域では、災害公営住宅等の木造での整備を促進する。認証材等の活用や効率的な調達を進める。

「東日本大震災からの復興の基本方針」における「林業」に関する記述

5 復興施策－(3)地域経済活動の再生－④林業

- (i) 林業・木材産業の復興に当たっては、自立した地域の基幹産業として再生する。森林施業の集約化や路網整備を進め持続可能な森林経営の確立を図るとともに、被災した製材・合板製造工場等の再生をはじめ、効率的な木材の加工流通体制の構築を進め、住宅や公共建築物への地域材利用を積極的に推進する。
- (ii) 木質系震災廃棄物を活用した先導的なモデルとして、復興住宅や公共建築物、漁協等の共同利用施設、園芸施設等への熱電併給を推進するとともに、将来的には、未利用間伐材等の木質資源によるエネルギー供給に移行することで、環境負荷の少ない木質バイオマスを中心とした持続可能な林業経営・エネルギー供給体制を構築する。

*10 東日本大震災復興構想会議(2011)復興への提言～悲惨のなかの希望～(平成23(2011)年6月25日):5.

(地域における暮らしの再生)

- ・施設整備の際には、地域の林業の活性化のために地域材を利用するよう努める。

(地域経済活動の再生)

- ・林業・木材産業の復興に当たっては、自立した地域の基幹産業として再生する。
- ・木質系震災廃棄物を活用した熱電併給を推進する。将来的には、未利用間伐材等の木質資源によるエネルギー供給に移行する。
- ・森・里・海の連環を取り戻すための自然の再生などにより自然共生社会を実現する。

(大震災の教訓を踏まえた国づくり)

- ・鎮魂と復興の象徴となる森や丘や施設の整備を検討する。

(原子力災害からの復興)

- ・放射性物質による森林等の汚染を除去するため、環境修復技術の早期確立等を目指す。

(2) 地方公共団体の復興方針

青森県、岩手県、宮城県及び福島県では、平成23(2011)年4月以降、東日本大震災からの復興方針を策定した。各県の復興方針では、それぞれの被災状況に応じて、被災した木材産業の早期再建、海岸防災林の復旧、活力ある林業の再生、木質バイオマスの利用促進等、森林・林業・木材産業に関する取組を掲げている(表I-2)。

青森県では、同5月に「青森県復興プラン」、同12月に「青森県復興ビジョン」を策定して、木材産業施設等の復旧や海岸防災林の再生・保全等に取り組むこととしている。

岩手県では、同8月に「岩手県東日本大震災津波復興計画」を策定して、木質バイオマス等の再生可能エネルギーによるエネルギー供給システムの導入促進、合板工場等の復旧・整備による木材加工体制の再生、防潮林等の復旧・整備等に取り組むこととしている。

宮城県では、同10月に「宮城県震災復興計画」を策定して、復興に向けた木材供給の確保と産業の維持、県産材を使用した住宅・公共施設等の建築・復旧への支援、海岸防災林等の早期復旧、木質バイオマスの有効活用促進等に取り組むこととしている。

福島県では、同8月に「福島県復興ビジョン」、同12月に「福島県復興計画(第1次)」を策定して、除染と併せた森林整備の推進、県産材の安定供給体制の構築、木質バイオマスの利用促進、森林等の除染の推進等に取り組むこととしている。

また、被災した市町村の一部でも、地域の実情を踏まえた復興方針が策定されており、海岸防災林の整備など、森林・林業・木材産業に関連する取組を掲げているところもある。

表 I-2 被災県による復興方針の策定状況

	策定状況	森林・林業・木材産業に関連する主な取組
青森県	平成23(2011)年5月に「青森県復興プラン」を策定。同12月に「青森県復興ビジョン」を策定。	・木材産業施設等の復旧 ・津波減衰効果の大きい海岸防災林の再生と保全 等
岩手県	同4月に「東日本大震災津波からの復興に向けた基本方針」を策定。同8月に「岩手県東日本大震災津波復興計画」を策定。	・木質バイオマス等の再生可能エネルギーによるエネルギー供給システムの導入促進 ・合板工場等の復旧・整備による木材加工体制の再生 ・防潮林、海岸保全施設の復旧・整備 等
宮城県	同8月に「宮城県震災復興計画(案)」を策定、同10月に県議会で可決。	・復興に向けた木材供給の確保、産業の維持 ・県産材を使用した住宅・公共施設等の建築・復旧への支援 ・海岸防災林等の早期復旧 ・木質バイオマスの有効活用促進
福島県	同8月に「福島県復興ビジョン」を策定。同12月に「福島県復興計画(第1次)」を策定。	・除染とあわせた森林整備の推進 ・県産材の安定供給体制の構築 ・再生可能エネルギーとしての木質バイオマスの利用促進 ・森林等の除染の推進 等

資料：林野庁調べ(平成23(2011)年12月現在)。